

復旧・復興に係る法制度、費用負担、 住宅政策のあり方

第2回被災者の住まいの確保策検討WG

於：内閣府（防災）特別会議室（2014/1/27）

東北大学大学院法学研究科（兼）災害科学国際研究所

島田 明夫



住居に関するヒアリング調査先

- ・被災自治体（宮城県、仙台・石巻・気仙沼・女川・南三陸）
（岩手県、陸前高田）
- ・被災住民（加美町：みなし仮設住宅）
（南三陸町：平成の森応急仮設住宅）



被災自治体ヒアリング結果概要

- 応急仮設住宅とみなし仮設の区別がない
- みなし仮設の事務作業が煩雑
- 福祉部局が「住宅」を扱う弊害
- 仮設間の自己都合による転居は認められない
- 長期的な使用の予定がない災害公営住宅を建設せざるをえない

被災者ヒアリング結果概要

- 転居したくない
- 家賃補助をしてほしい
- 規定の供与期間では住宅再建できない
- とりあえず災害公営住宅に入居する

ヒアリングに基づく問題点の分析

問題点①

- ・ 仮設住宅を「災害応急対策」に位置づけていること

問題点②

- ・ 現行法制度では民賃の大規模な活用に対応できない

問題点③

- ・ “準恒久住宅” に対するニーズに応えられない

災害救助法から 仮設住宅の規定を外すべき

<理由>

1. 住居の問題は**生活再建**に関わるものであり、そもそも「救助」ではなく「**復旧**」に位置づけられるべき
2. 仮設住宅の供与をもって、「**救助完了**」とみなされることによる弊害が発生している
3. 住宅関係のノウハウがない社会福祉部局が事実上の**住宅政策**を担うことの限界

ヒアリングに基づく問題点の分析

問題点①

- ・ 仮設住宅を「災害応急対策」に位置づけていること

問題点②

- ・ 現行法制度では民賃の大規模な活用に対応できない

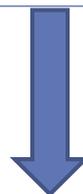
問題点③

- ・ “準恒久住宅” に対するニーズに応えられない

みなし仮設住宅の利用

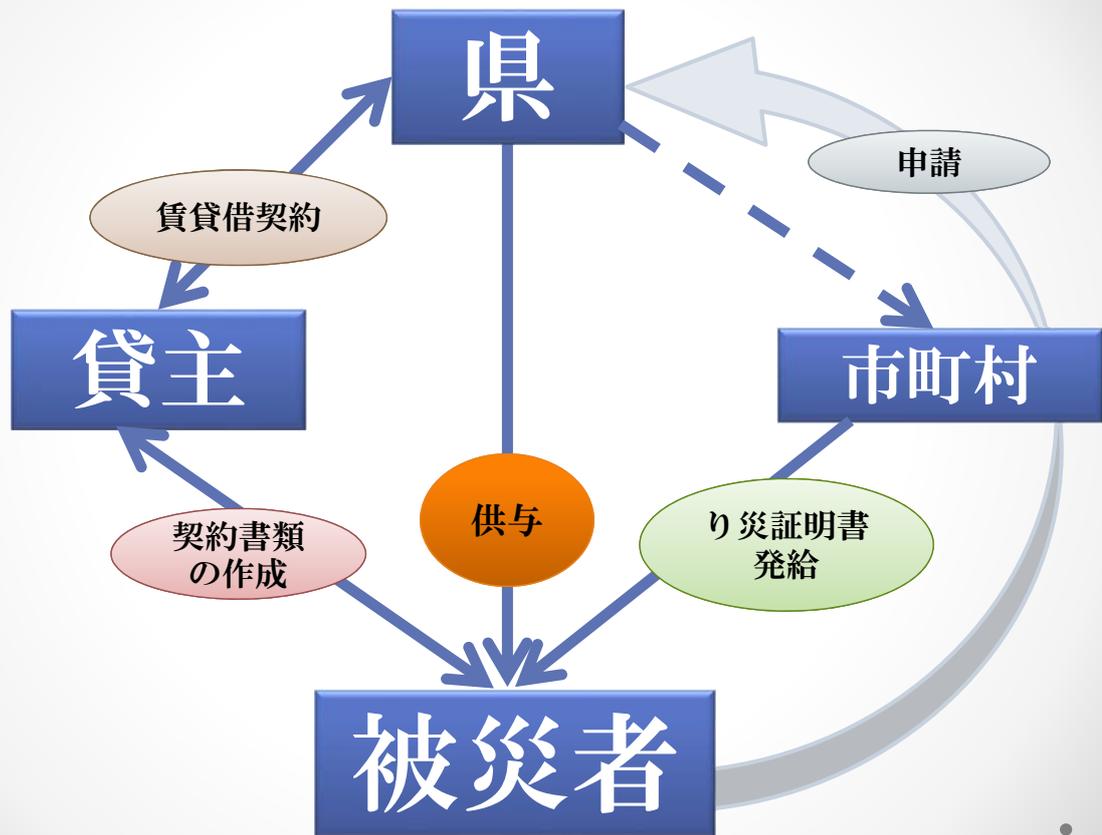


- ・ みなし仮設の利用状況
岩手県（3,461件：18.3%）
宮城県（22,432件：48.4%）
福島県（24,967件：56.6%）
全国（63,379件：46.6%）

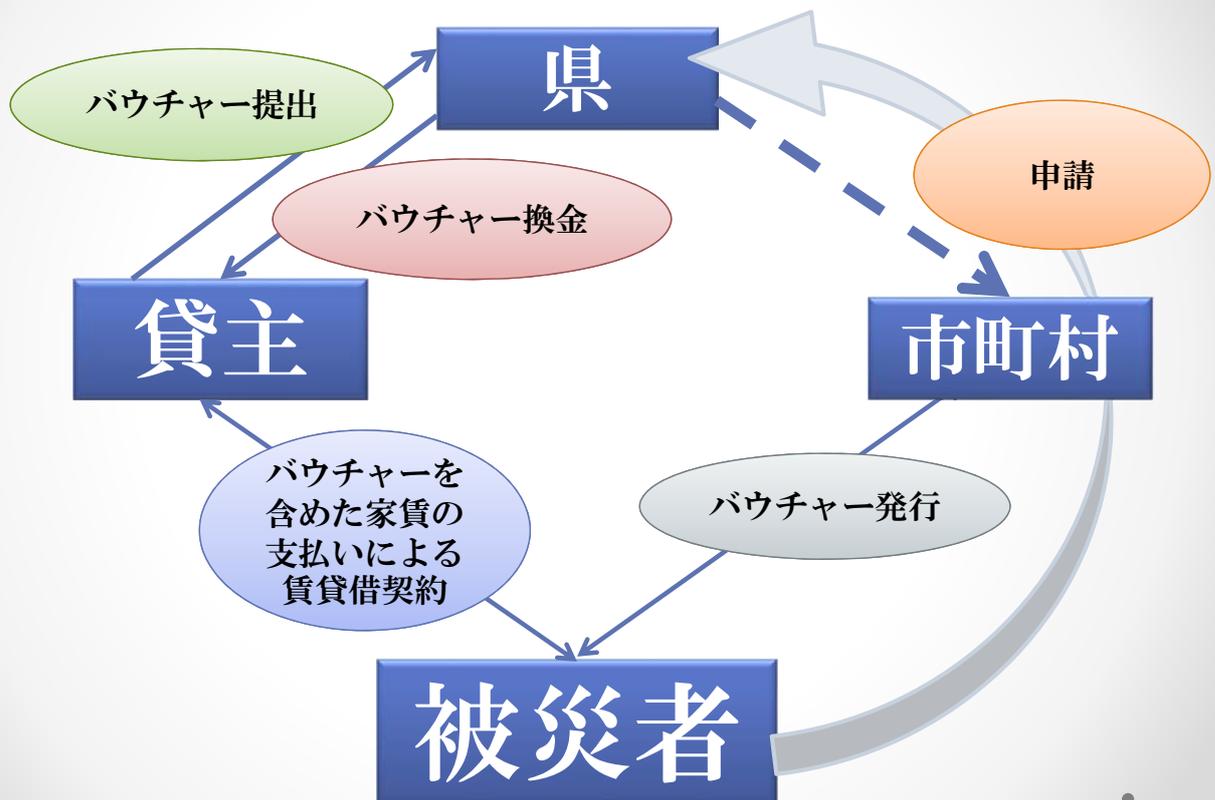


次の広域大規模災害においても、みなし仮設の利用は増えることが予測され、制度として構築する必要がある

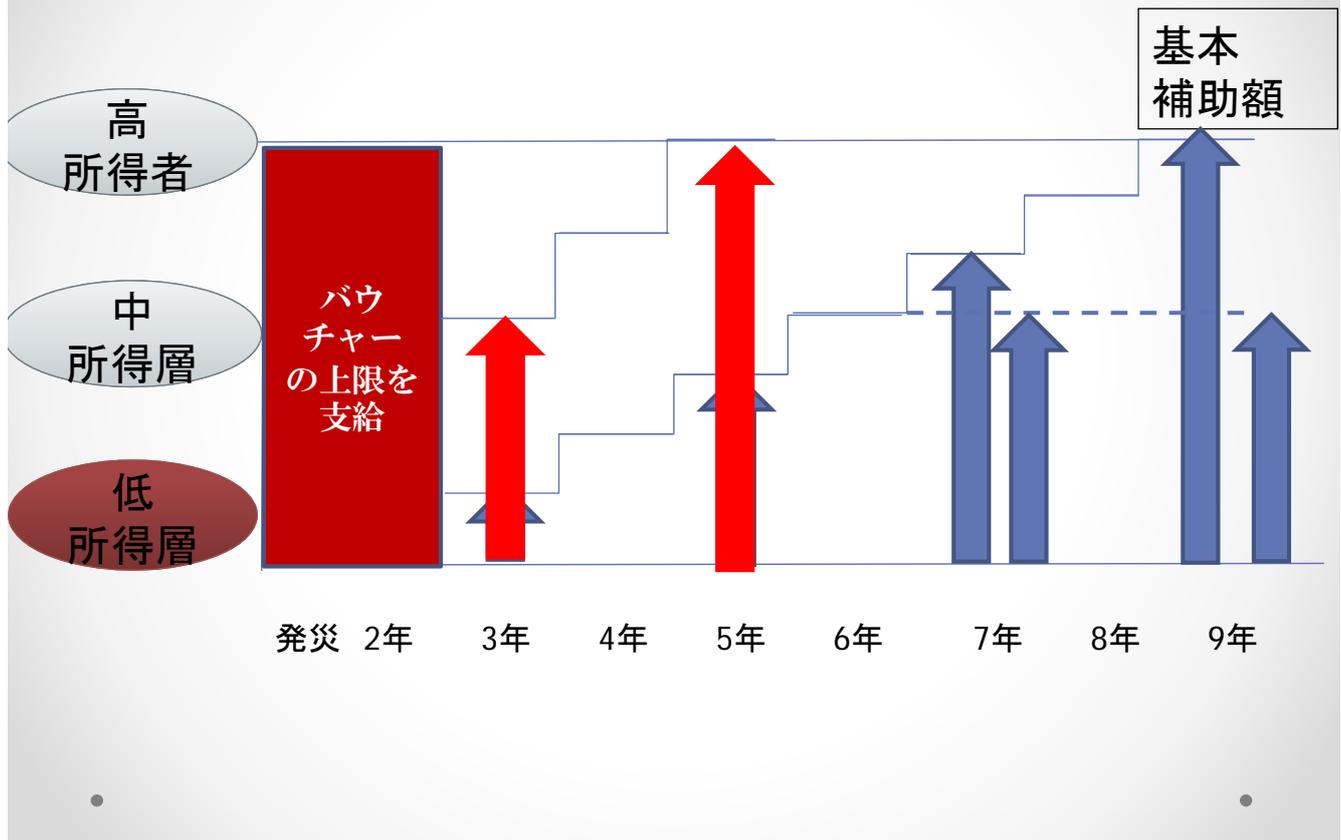
現物給付による弊害



バウチャーによる二者契約



激変緩和スキーム



バウチャーによる効果

- ①現行制度において発生している事務量の軽減をする
- ②家賃補助制度により激変緩和措置をすることで、被災者を社会保障に頼り切ることなく自助努力で市場家賃を払えるようにする

ヒアリングに基づく問題点の分析

問題点①

- ・ 仮設住宅を「災害応急対策」に位置づけていること

問題点②

- ・ 現行法制度では民賃の大規模な活用に対応できない

問題点③

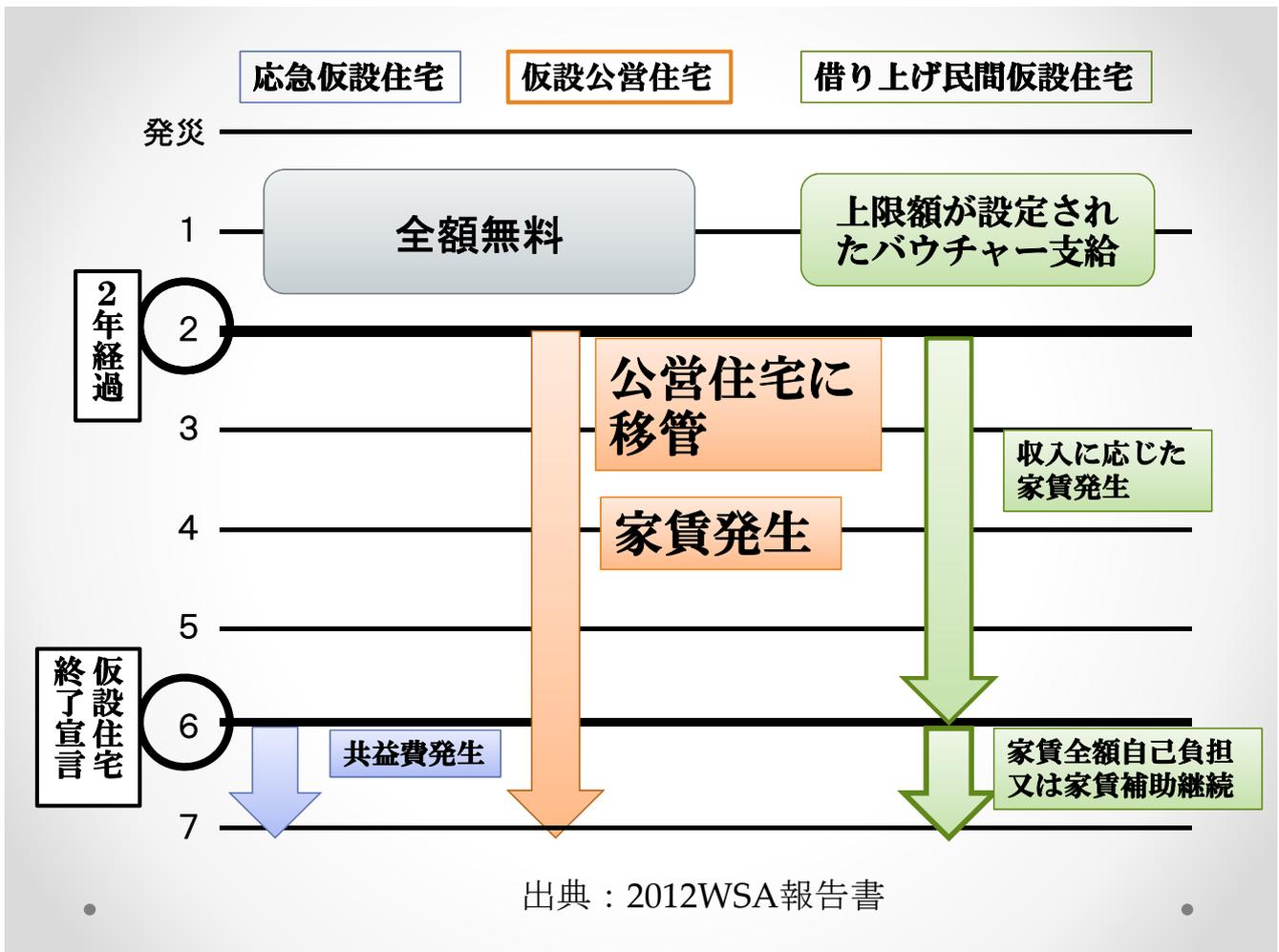
- ・ “準恒久住宅” に対するニーズに応えられない

仮設公営住宅（仮称）

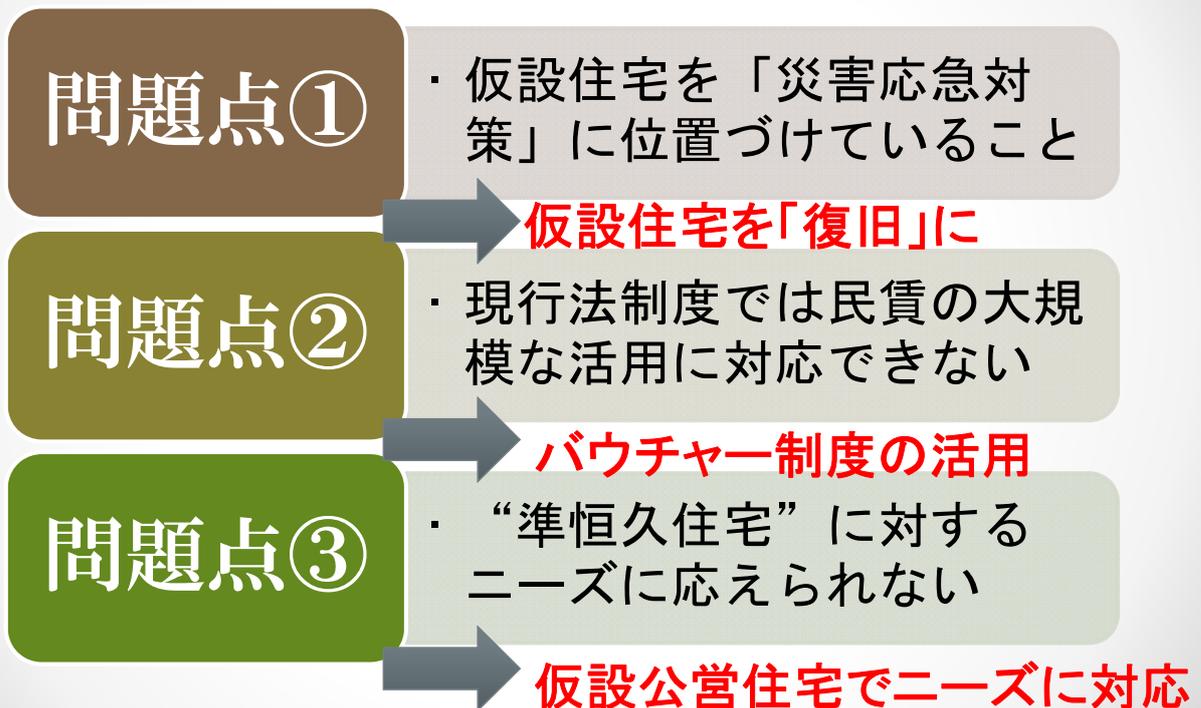


定義

「仮設公営住宅」とは、二年後から公営住宅に移管することを前提に、建設当初から基礎部等を強化し、耐久性を向上させることで、一時的な居住の安定を図るだけでなく、準恒久住宅として用いることを可能とする仮設住宅をいう。



ヒアリングに基づく問題点の分析



まとめ

○ 災害復興住政策

- 災害復旧期に対応した「仮設住宅法」
- みなし仮設に対するバウチャーによる家賃補助
- 準恒久的な「仮設災害公営住宅」

